相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区赤羽西一丁目七二番地、最後の住所東京都板橋区高島平二丁目五番一号ラポール高島平　被相続人　亡　渡邉美知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日

事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号ます美ビル七階青木孝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区北烏山八丁目二〇九二番地、最後の住所東京都世田谷区北烏山八丁目八番一号　被相続人　亡　遠藤　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　裕子（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市大字荒幡一〇一三番地一一、最後の住所東京都中央区築地一丁目九番一一―一〇〇一号　被相続人　亡　武田　淳人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野寺良文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曽於郡松山町新橋一六〇一番地、最後の住所東京都足立区中央本町一丁目五番二二号本町コーポ一〇一号

被相続人　亡　田中　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池村　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市松山町一丁目一〇五四番地、最後の住所東京都練馬区石神井町一丁目一〇番四号　被相続人　亡　渡邊　正滿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日

事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住河原町九九番地、最後の住所東京都八丈島八丈町三根一八九四番地一　被相続人　亡　飯沼　靜香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日

東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所

相続財産管理人　弁護士　薄葉　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市下香貫柿原二八六八番地一〇、最後の住所静岡県沼津市下香貫塚田二二二六番地の一　被相続人　亡　杉本　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日

神奈川県川崎市川崎区宮前町八番一三号大幸ビル四階ＡＬＩＶＥ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県野々市市粟田四丁目二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山村　敏治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日

事務所石川県金沢市御影町二番二号ＭＩビル二階さえき司法書士事務所

相続財産管理人　佐伯　知亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市東山区今熊野宝蔵町五六番地、最後の住所山梨県甲州市塩山上萩原二四一二番地一　被相続人　亡　白井　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日

山梨県甲府市北口三丁目八番二四号

相続財産管理人　弁護士　東條　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市用宗三丁目一二六九番地の二、最後の住所静岡県静岡市広野二丁目一九番一号　光マンションＡ―三号　被相続人　亡　尾﨑　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日

事務所静岡県静岡市駿河区稲川三丁目三番一〇号

相続財産管理人　司法書士　小澤　吉徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区水木通九丁目二番地八、最後の住所名古屋市中川区山王一丁目三番二五号バンベール・ラフィネ山王一一〇六号　被相続人　亡　梶原　茂男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番三四号第一六ＫＴビル五階荒川武志法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒川　武志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区川名本町二丁目二一番地、最後の住所名古屋市千種区青柳町七丁目三四番地の二　被相続人　亡　岩井　正彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月九日

名古屋市千種区池下一丁目二番二一号山八第六ビル三Ｂ号室堀西経営法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀西　良美

第36期決算公告

平成25年1月9日

岩手県盛岡市津志田西二丁目3番20号

株式会社タックエンジニアリング

代表取締役　小原　忠司

貸借対照表の要旨（平成24年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	231,486
	固定資産	17,620
	資産合計	**249,106**
負債及び純資産の部	流動負債	106,229
	固定負債	40,313
	株主資本	102,563
	資本金	10,000
	利益剰余金	92,563
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	90,063
	（うち当期純利益）	（44,577）
	負債・純資産合計	**249,106**